

# 岡山市立旭東小学校いじめ問題対策基本方針 抜粋版

平成 29 年 8 月 1 日

## 1 旭東小学校のいじめ防止のための組織

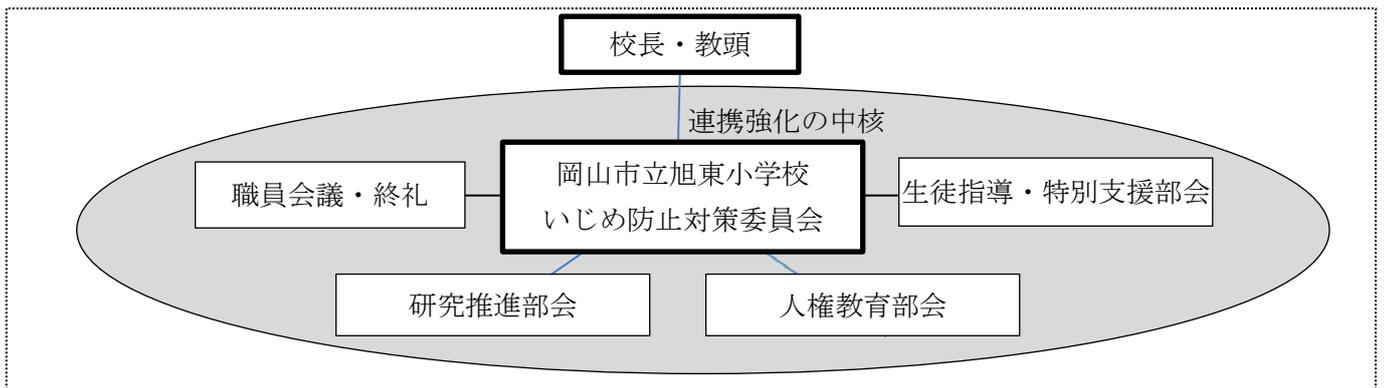
### (1) 旭東小学校のいじめ防止のための組織

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 22 条に基づき、本校のいじめ防止等の対策のため「岡山市立旭東小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

## 2 いじめ防止のための具体的取組

### (1) いじめの防止

① 校内指導体制・・・学校において組織的に対応する。



② 児童の生命尊重の態度、人権尊重の意識、自己指導能力の育成

- 人権推進参観日での授業公開
- 心あったか週間（人権教育推進週間）
- 週番による生活目標の設定（がんばりカード等の活用）
- ひまわり賞（校内善行賞）
- 児童会活動（代表委員会、委員会活動）等の自主的活動の支援

③ 互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり

- 学級集団づくり案の作成・実践
- 生徒指導・特別支援部会 ケース会の開催
- Hyper-QU の実施と結果を活用した研修の実施
- なかよし学級との交流
- 地域の方や幼稚園児等との交流
- 「さん」づけ呼称の徹底
- 異年齢集団活動

④ ネット上のいじめ防止のために必要な能力や態度の育成

⑤ 教職員の指導力の向上

- TTや少人数指導による学習支援
- 「基礎学力の時間」の内容と指導法の工夫
- 「書く活動を通して自分の考えを表現する児童の育成」を主題とした校内研究の充実

⑥ 家庭や地域の関係団体との連携強化

- 家庭訪問（4月実施）
- 個人懇談（7月実施）
- 学校だより、学年だより、PTAだより等により家庭に対しての啓発に努める。
- 保幼小中連絡会
- 児童センター・福祉交流プラザとの連携
- 中区地域子どもセンター、市子ども総合相談所、岡山中央警察署等の機関との連携

⑦ 学校いじめ問題対策基本方針のホームページによる周知

### (2) 早期発見

- ① 教職員による観察や情報交換
  - 生徒指導に関する情報交換（毎週金曜の終礼等）
  - 問題行動の未然防止や早期発見のための積極的な児童との関わり
- ② 定期的なアンケート調査等の実施
  - Hyper-QU 診断の活用
  - ちょっときかせてアンケートの活用
- ③ 校内の教育相談体制の活用
  - 教育相談（年3回）
  - ドラえもんポスト
- ④ 校外の相談機関等の周知・広報
- ⑤ スマホ安全教室の開催

### (3) いじめへの対処

- ① いじめの発見や相談を受けたときは、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、学校は事実を隠すことなく保護者等に伝え、協力して対応する体制を整える。
- ② 暴力を伴ういじめや金銭を要求するいじめのように犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校は必ず警察等の関係機関と連携して組織的に対処する。
- ③ いじめられた児童とその保護者への支援として、いじめられている児童の心のケアも行うとともに、家庭訪問等により確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導とその保護者への助言として、正確な情報を迅速に保護者へ伝え、事実に対する保護者の理解や納得を促し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ⑤ いじめの事実調査として、いじめられた児童、いじめた児童双方からの聴取をもとに、必要な場合にはアンケート調査等を実施し、その結果から聴き取り対象者等を絞り込んだ上で、関係した児童から事実関係の聴取を行う。
- ⑥ 他の児童への働きかけとして、いじめを当事者だけの問題でなく全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- ⑦ いじめ解消後の継続的な指導として、いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な指導を継続的に行う。
- ⑧ ネット上の不適切な書き込み等への対処し、被害の拡大を避けるため、教育相談等による SNS 等の利用実態の把握も踏まえて指導を行う。

## 3 重大事態への対処

### (1) 重大事態発生時の対応

法第 28 条に規定された重大事態の際には、ただちに岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ報告し、教育委員会を通して事態発生について報告する。その後、「岡山市いじめ等の問題行動及び不登校の防止に関する基本方針いじめ問題対策基本方針」に従い、調査、措置を行う。

### (2) 情報提供

前述の重大事態発生時に行った調査については、法第 28 条第 2 項の規定に基づき、その調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を適切に提供する。